

多世代型通所事業所 里 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 CARICO が開設する多世代型通所事業所 里

第2条 (以下「里」という) が行う指定地域密着型通所介護の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の従事者(以下、「通所介護従事者」という)が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持回復並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減や利用者の生活機能の維持向上を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所の指定地域密着型通所介護事業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話をを行う。

2 本事業所の指定地域密着型通所介護事業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅支援事業者・地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 多世代型通所事業所 里
- (2) 所在地 近江八幡市小田町字西ノ木戸79番16

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名

従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、それぞれの利用者に応じて指定地域密着型通所介護計画を作成及び確認し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。なお、指定地域密着型通所介護計画の作成にあたって、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成するものとする。

- (2) 生活相談員 1名以上

管理者の補助ならびに利用者又はその家族の生活の相談に応じるとともに、指定地域密着型通所介護計画の作成に基づいたサービスの実施のために必要な連絡調整を行う。

- (3) 介護職員 1名以上

指定地域密着型通所介護計画に基づき主として利用者の介護を行う。

- (4) 機能訓練指導員 1名以上

指定地域密着型通所介護計画に基づき主として日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(5) 看護師職員 1名

指定地域密着型通所介護計画に基づき利用者が必要としている医療行為及び介護全般。
日常生活向上のための援助を行う。

(6) その他補助職員

利用者の状況に応じて配置し、本所職員の業務を補助する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(年末年始は休業)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時40分までとする。
- (4) 延長サービス提供時間 別途相談に応じる。

(指定地域密着型通所介護の利用人員)

第6条 事業所の利用定員は、1日18人とする。

(指定地域密着型通所介護の内容及び料金その他の費用の額)

第7条 指定地域密着型通所介護の内容は次の通りとし、指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その規定の額とする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 排泄・食事など介護サービス
- (3) 生活相談
- (4) レクリエーション
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎

2 前項の支払を受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けるものとする。

- (1) 通常要する時間を越える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる延長費用(要介護対象者は1時間につき500円また、通常の指定地域密着型通所介護に係る区分支給限度基準額を超える費用)
- (2) 食事の提供に要する費用(おやつ含む) 750円/1日
- (3) おむつ代 実費
- (4) 前号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担を求めることが適当と認められる費用
- (5) キャンセル料

利用者のご都合で利用を中止される場合、下記の利用料金をお支払いいただく場合があります。
ただし、急病による入院等、緊急やむを得ない場合、この限りではありません。

ご利用前日までに通知いただいた場合	不要
ご利用当日9:00以降に通知をいただいた場合	食費 750円

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明を行ったうえで、支払の同意を得なければならない。

(健康上の理由による中止)

第8条 次の事由に該当する場合、利用中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- (1) 風邪、感染症（インフルエンザ、ノロウイルス、コロナウイルス等）、病気の際はサービスの提供をお断りすることがございます。
- (2) 健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止することがあります。また、利用中に体調悪くなった場合も、サービスを中止することがあります。これらの場合、ご家族様に連絡の上、適切な対応を致します。必要に応じて、速やかに主治医に連絡をとる等必要な措置を講じます。

(注) サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし定員分の予約が入っている日は振り返ることができませんのでご了承ください。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、近江八幡市内とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定地域密着型通所介護の利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を本事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がけるものとする。

(緊急時における対処方法)

- 第11条 本事業所に勤務する職員は、指定地域密着型通所介護の実施中の利用者の心身状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 事故対応については、市町への報告が必要と考えられる事例については、市町に報告しなければならない。
 - 3 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、防火管理又は火気・消防等についての責任者を定め、火災・水害・土砂災害・地震等にも対処するための非常災害対策計画（業務継続計画書）を作成し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また感染症のまん延防止のための研修を実施するとともに業務継続計画書を作成し、研修を行う。

研修の頻度は年2回以上とし、新規採用職員は入職時とする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することが出来るよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することが出来る体制を構築するよう努めるものとする。

(苦情処理)

第13条 提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 本事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、常に業務体制を整備する。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うと共に、指定地域密着型通所介護の従業員に対し、研修の機会を確保する。
- 3 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業員は従業員でなくなった後においても利用者又はその家族の秘密を守るべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社 CARICO と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 6 指定地域密着型通所介護事業所を運営する法人の役員及び管理者その他の従業員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であってはならない。またその運営について、暴力団員の支配を受けないこととする。

(付則)

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

この規定は、令和8年3月19日から施工する。